

人間社会学部

試験問題冊子

(奨学生 12月17日)

国語

注 意

- ① 試験監督者の指示があるまで、問題冊子を開かないこと。
- ② 問題冊子に落丁、乱丁があった場合は、試験監督者に申し出ること。
- ③ 試験監督者が試験開始の指示をしたら、ただちに解答用紙の所定欄に、受験番号を記入し、マークすること。
- ④ 解答は全て解答用紙に記入すること。
- ⑤ マーク式解答欄および裏面の記述式解答欄の指定された箇所以外は使用しないこと。
- ⑥ 試験終了後、問題冊子は持ち帰ること。

注意 解答はすべて各問の下端の 内に指示された解答欄にマークまたは記入すること。なお、解答欄のうち、この試験で使うのは、マーク式解答欄の 1 14、記述式解答欄の A J のみである。

問題一 次の文章を読んで、後の設問に答えなさい。

「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らずと言えり」

これは、いうまでもなく、福沢諭吉『学問のすすめ』の有名な冒頭の言葉である。始めにこれを引用したのは、本書がこの名著にあやかるうなどというムボウな大望のゆえではない。それは、以下の理由によるものである。

福沢は、このように、人は「生まれながら貴賤上下の差別」のないことから出発して彼の主張する「学問」の万人にとっての必要性を述べているが、続いて人の平等についてやや詳しく説明している。すなわち、「端書」の次の段を「人は同等なる事」と題して、二種の平等を説明している。すなわち、まず、「士族」や「地頭」と、「百姓」、町民等の平民と「一人ずつ相対した」場合の平等が述べられ、ついで、「政府と人民との間柄」においても「権理の異同あるの理」のないことを論じている。

ここでは、第二種の平等でなく、第一種の平等について考えてみよう。なお、福沢が、人の平等を二種に分け、そのうち、まず人民間の平等をあげていることも注目し値することであり、この点については後に触れることとする。

人間の本質的平等については、今日誰にも異論のないことであろう。しかし、その根拠はなにかと問われて答えようとする、なかなか難しい哲学的検討を要することに気付く。その詳細な検討もここでの問題ではないが、一言しておく、人間の本質的な平等は、ギリシアのストア哲学に始まり、神の前においては万人が平等であることを説いたイエス・キリストの教えによって確固とした理論的基礎を得たと見られるが、古代の奴隷制社会、中世以来の身分制社会においては、その思想が社会において実現されることがなかった。それが社会的、政治的に貫徹したのは、「すべての人は平等に造られ」とうたった独立宣言（一七七六年）以後のアメリカ、「人は自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ生存する」と人権宣言（一七八九年）の冒頭第一条に掲げるフランス革命以後の、フランスをはじめとするヨーロッパ諸国においてであった。 a、人の社会的・政治的平等は、今や国家法によって承認され、実現されたのである。人民相互間の平等の、思想的な根拠でなく、国家法上の根拠はどこにあるのかといえ、それはまさに民法にある。本書が民法について語ろうとする最も重要な点の一つがここにある。

ところが、わが国においては、一般の人々は民法に対してあまり関心を持っていない。もともと、一九九六年以来の婚姻・離婚の規定の改正問題をめぐるジャーナリズムのあり方を見るかぎりでは、相当の関心が示されているようである。

しかし、民法が、今日において誰でも認めている、人と人の平等、人の自由などの社会の基本原理を定めている法律であるがゆえの関心はあまり見られない。こう言うとおそらく、「それは憲法に定められているのではないか」という疑問がただちに投げ返さ

れるかもしれない。憲法についてなら、かなりのことを知っているのが通常であり、また多くの人が刑法には関心を持っているであろう。フランスにおいてさえ、国民の関心は民法よりは刑法であるとされている。

今日の国家・社会における基本的な価値である自由・平等がどの法律に規定されているかは、実は学者の間でも議論のある問題である。確かに、自由については憲法一三条や一九条以下に、平等については憲法一四条に規定があつて、それらは基本的人権と呼ばれている。問題は、そこで定められている自由・平等は、誰との関係における自由であり、平等であるかということである。これにつき、それらは一次的には国との関係におけるもの、つまり国に対して主張できるものであるとする考え方が多数であり、ただ、それが人と人においても適用されるとしたり、その思想が各個の法律、たとえば民法の規定の中に入り込んでいたりされている。しかし最近では、憲法の規定が直接人と人との間を規律するとする考え方も出てきている。これらは、「基本的人権の私人間効力」などと呼ばれている問題である。この議論はドイツ法学に由来するようだが、わが国においては、日本国憲法九八条において、憲法が国の最高法規であることを定めていることから、わが国の法律体系上は、当然ともいえる考え方である。

b、そうなると、大日本帝国憲法時代においては、その第二章「臣民権利義務」に定められていないもの（権利）は、人と人との間においてもなかったことになるが、当時の民法の教科書には、民法上のいくつかの自由や平等の存在が認められていた。そうだとすれば、これらの価値は、別に日本国憲法をまつまでもなく認められるものと考えられる。つまり、国との関係では憲法、他人との関係では民法が、人の自由・平等について定めていると考えることも十分に可能である。

では、日本人の民法への無関心の理由はどこにあるのだろうか。

それは、根本的には、一般的に法や法律がわが国においてあまり関心を持たれていないことのイツカン²をなすものであろう。もつともこの点は、アメリカのように訴訟王国と呼ばれるような国を別にすれば、どの先進国においても一般国民は同様ではないかと見ることも可能ではある。かなり訴訟が多いとされるドイツについても、このように言う学者もある。しかし、訴訟の数の点でドイツとそう違わないフランスでは、バルザックのように法律についての叙述の多い作家もあり、文体を³するために毎日民法典を読んでいたと自分で言っているスタンダールのような作家もいる。二年ほどフランスに滞在した筆者の個人的な印象に過ぎないが、少なくともフランスの社会は、一般に、法律的に規律されている感じがする。

さて、日本人が法や法律にあまり関心がない一つの原因は、高校までの課程で、憲法はともかく、あまり法・法律について教えられていないことにある。確かに、社会科学の授業で、かなり詳しい法律知識を教えられている場合がある。しかしそれらは、単に知識であつて、法や法律の基本的な考え方や在り方について教わってくる人は稀⁴である。ここでもフランスのリセ（わが国の中学・高校にあたる）の例をあげると、そこで使われている哲学や倫理学の教科書や、単科大学の入学試験の参考書には、近代法の特質とか、正義などについての、わが国の大学の教科書も顔負けの説明がある。法・法律は規範であるが、わが国の中学・高校では、そもそも規範をきちんと教えていない感がある。それどころか、厳しい「校則」がいやになり、ついでに規範一般に対する嫌悪や

無関心が生まれたりする。c、青年は誰でも、規範をあまり好まないものではあるが。しかし、さらに重要なことは、日本の社会においては、法律はあまり好まれていないというのが、法学者や多くの学者によって言われていることである。この点は、そう簡単に断定するのは問題で、慎重な検討が必要だが、やはり、日本の社会で実際に行われている規範は、法律でなく、義理、人情、信義といったものが主流のようである。

その理由は、なお明らかになっていない。

しかし、今こそ「民法のすすめ」を書くべき時、書くことができる時である、と考える。その理由は大きくいって二つある。

第一は、思想的なものである。経済成長期を終え、情報化社会を迎えて、高齢化社会に入った時点で二一世紀の始まりを見るわが国は、明治維新および第二次大戦後とならぶ第三の大転換期にあるということができよう。この時期にあたって、従来あまり言われていなかった民法の思想を意識することが各方面において必要であると考えられる。第二は、社会的背景である。日本の社会も、民法発祥の西欧諸国において民法の社会的地盤を形成したと言われている状況になっていると見られることである。

まず、その思想的背景を検討してみよう。

日本社会の第一の転換期は、封建制・身分制の廃止と、これに代わる国家体制の近代化、経済体制における市場経済・資本主義経済の確立であり、第二の転換期は、君主主権国家から民主国家への転換であった。しかし両者を通じて、経済関係においても社会生活についても、一方で種々の形における国家の関与、他方でこれに対応する国民の国家への依存の意識が強固に存在しつづけている。

明治維新以来の国是は、「富国強兵」であった。そのために、はじめは国による市場経済の基盤の形成と、そのイニシアティブによる産業の育成・保護、つまり「殖産興業」政策が強力に推し進められた。

第二次世界大戦での敗戦後、全面改正された憲法により、平和主義が国是となり、「強兵」政策は廃止された。そして、民主権の思想に基づくデモクラシーが国家体制となった。経済的・社会的には、農地改革による地主制からの農民の解放、労働者の団結権と団体行動をする権利の承認によるその経済的・社会的地位の確立、財閥解体と私的独占禁止政策による公正・自由な競争の促進を通じた消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発展が、それ以前の時代との根本的転換を示す。この三つのどれも、個人としての国民のイニシアティブに基づく活動を前提とするはずである。

(中略)

民法はまさに、このようなわが国の来るべき社会の基礎をなすものとして、「社会の constitution」である。constitution は、わが国では「憲法」と訳されることが多いが、本来は、ある組織の基本的構成原理の意味であり、ここでもその意味に用いている。少なくとも、身分制社会を打破して近代国家を打ち建てたフランスにおいて、そのように考えられてきたものであることは、後に述べるとおりである。そうだとすれば、遅ればせながら、民法の思想を学ぶことは、現代のわが国民にとって大いに有用なはずである。他方で、民法は、ローマ法以来西欧において長年月をかけて各時代の法学と法実務によって洗練されたきわめて高度の言葉を用いる技術となっている。第八章で述べるように、わが国は、明治維新後に、これを急いで輸入した。これが、法律を国民に敬遠させ

る一因となり、ひいては、民法を貫く近代社会の、さらにそれを超えた社会の思想的連帯についてまでも無関心になるという結果を生ずる一因となった。

(星野英一『民法のすすめ』)

問1 傍線部1、2、3のカタカナを漢字に直して、傍線部4、5の漢字のよみをひらがなで、それぞれ記述式解答欄に記入しなさい。

1 A 2 B 3 C 4 D 5 E

問2 傍線部ア「始めにこれを引用した」理由として最も適当なものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。

- ① 福沢が書いた名著の冒頭の言葉だから。
- ② 福沢が人の平等についても説明したから。
- ③ 福沢が人の平等を二種に分けたから。
- ④ 福沢が人民相互間の平等の国家法上の根拠が民法にあると説明したから。

1

問3 空欄 a b c に当てはまる語の組み合わせとして最も適当なものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。

2

- ① a だから b ところで c なぜなら
- ② a つまり b しかし c もっとも
- ③ a だから b しかし c もっとも
- ④ a つまり b ところで c なぜなら

問4 傍線部イ「『それは憲法に定められているのではないか』という疑問」に対する著者の見解として最も適当なものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。

3

- ① 国民の多くが憲法に詳しいので、このような疑問が生じやすい。
- ② 確かに、憲法の中には自由や平等に関する規定が存在する。
- ③ 大日本帝国憲法時代において、すでに民法上に自由や平等の存在が認められた。
- ④ 人の自由・平等について定めているのは、国との関係では憲法、他人との関係では民法、と考えることもできる。

問5 傍線部ウ「個人としての国民のイニシアティブに基づく活動を前提とする」ことに当てはまらないものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。 4

- ① 「強兵」政策が廃止されたこと
- ② 農地改革によって地主制から農民が解放されたこと
- ③ 労働者の経済的・社会的地位が確立されたこと
- ④ 消費者の利益が保護されたこと

問6 傍線部エ「そのように」を説明した文として最も適当なものを、次の①～④から一つ選びなさい。 5

- ① constitutionは「憲法」と訳されること
- ② constitutionは「組織の基本的な構成原理」を意味すること
- ③ 民法は、社会の基本的な構成原理を定めたこと
- ④ 民法は、現代のわが国民にとって有用であること

問7 傍線部オ「貫く」と同じ意味で使われているものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。 6

- ① トンネルが山を貫く
- ② 初志を貫く
- ③ 生涯現役を貫く
- ④ 首尾一貫した態度

問8 本文の主旨に最も合致するものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。 7

- ① わが国民が民法に無関心なのは、それがきわめて高度の言葉を用いるからである。
- ② 日本人が法・法律にあまり関心がない原因は、高校までの課程であまり教えられていないからである。
- ③ 人民相互間における平等の国家法上の根拠は、民法にある。
- ④ 日本の社会で実際に行われている規範は、法律ではなく、義理、人情、信義といったものが主流である。

問題二 次の文章を読んで、後の設問に答えなさい。

実は、忠誠心を持つということと従順であるということは同じではありません。忠誠心を抱くからこそ、忠誠を誓う対象に反抗するということもあるのです。

この忠誠心と不服従との間の逆説的な関係について理解するのに、アルバート・ハーシユマンという経済学者が提唱した忠誠心の理論が役立ちます。

ハーシユマンは経済学者であって、倫理学者ではありません。そのため、彼にとって忠誠心の問題とは、道徳的に正しいかどうかではなく、人間は利益を最大化し損失を最小化するという前提をもとに、忠誠心の問題はどのような態度や行動として理解できるか、というものでした。

そこで、忠誠心を理論化するにあたり、衰退しつつある組織、倒産の危機にある企業を想定し、そのような組織や企業で人はどのように忠誠心を示すか、をハーシユマンは論じました。

なぜ衰退しつつある組織を想定する必要があるか、たとえば、それは、うまくいっている組織であれば、メンバーはその組織に満足しているはずです。ならば、組織は安定しており、メンバーは組織を裏切る必要もなく、リーダーたちもメンバーの裏切りを心配する必要はないでしょう。

つまり、うまくいっている組織に関しては、忠誠心の問題は生じようがない、というのがハーシユマン理論の前提です。

たとえば、倒産の危機にある企業を思い浮かべてみましょう。あなたがその企業の社員だとしたら、どのような態度や行動を取るでしょうか。

ハーシユマンによれば、一つの選択肢は、その会社をやめること¹です。その会社が倒産する前に、経営がうまくいっている別の会社への転職を選ぶのです。

これをハーシユマンは「離脱」と呼んでいます。²もう一つの選択肢は、その企業にとどまり、リーダーたちに体質の改善やキョウセキ²を上げるために意見することです。

あなたが平社員なら、会社の再建案をいくら熱心に訴えても、リーダーたちは聞く耳を持たないかもしれません。ですが、会社が危機的状态にあるのを目の前にして黙ってはいられない、という態度。これをハーシユマンは「発言」と呼んでいます。

この「離脱」と「発言」という二つのキーワードを使って、ハーシユマンは忠誠心を説明します。

彼によれば、忠誠心とは、人に「離脱」という選択をひとまず保留させ、「発言」することを促すものです。

忠誠心を抱く人とは、自分が属す組織から逃げ出すことをせず、その組織を改善するため努力する人のことを意味する、というのです。

企業がまさに倒産寸前であることが誰の目にも明らかの場合、その「発言」は、企業のリーダーたちにとって耳の痛い内容とならざるをえません。

つまり、「発言」とは、リーダーたちを批判する内容となります。

こうしてみると、衰退しつつある組織において、リーダーたちを批判して「発言」する人こそが、その組織に忠誠心を抱く人だ、という結論になります。

しかし、リーダーたちを批判することは、普通、従順ではないとみなされます。実際、リーダーたちにしてみれば、批判的な「発言」をする社員は目障りに思うものでしょう。a、黙ってリーダーたちのいう通りに従う社員を忠実だと評価するものです。

ですが、ハーシユマンに言わせれば、リーダーの言うことにひたすら素直に従ったり、沈黙して発言しようとしないう人々は忠誠心のない人々だということです。

なぜこのような食い違いが起きるのでしょうか？

それは、忠誠心の対象が微妙に異なるからです。

ハーシユマンによれば、衰退しつつある企業の社員が「発言」するのは、企業全体の立て直しのためです。

企業が全体として赤字を解消し²ギョウセキを好転させるために、リーダーたちの指導方針や経営内容を批判するのです。

一方、リーダーたちのいうことを素直に聞き、「発言」しない社員たちは、会社全体を良くしようと考えるのではなく、リーダーたち個人に忠誠心を抱いているのです。

リーダーたちに従うのか、それとも会社全体の利益を優先するのか。

ハーシユマンにとつて、忠誠心とは、組織全体に対して発揮されるべきものであつて、組織のトップである指導者だけに発揮されるべきではない、という点をここで確認しておきましょう。

さて、このように「発言」する「忠誠心」という話題は、東アジアの政治思想的な伝統では、「諫言³」という概念をめぐって論じられてきました。

たとえば、江戸時代の日本では、主君が不正に権力を行使したと考えられる場合、家臣が主君に忠告してこれを正そうとしたものです。

このような家臣による忠告を「諫言」と言います。文字通り、主君を諫める「発言」です。⁴こうした考え方もともと古代中国の儒教に起源があります。

儒教の古典的経典といえは『論語』ですが、その中に次のようにあります。

「子路が主君につかえる心得をおたずねした。先生（孔子）はいわれた。『主君をだましてはいけない。そうして主君に逆らつていさめなければいけない』」（憲問篇）

このように、主君が間違つたことをするならば、その主君につかえる（つまり忠誠を尽くす）には、「主君に逆らつていさめなければならぬ」というのです。

これは親子関係でも同様です。

再び、『論語』から引用しましょう。

「先生が言われた。『父母のおそばで用事をしていて、誤りを見つけたときには、まず遠回しに諫言申し上げよ。諫めをとりあげられない意向と察したら、つつしんでこれに⁴違背しないようにし、心の中では憂慮していても、怨みをいだいてはならない』」（里仁篇）

父母が誤りを犯したと判断したら、失礼にならないよう注意しながら丁寧に諫言しなさい、ということです。

このように、主君が過ちを犯したら家臣がそれを諫めるのが、家臣の忠誠心というものであり、同様に、親が過ちを犯したら子供がそれを指摘するのが、親に忠実な子供の道だと儒教は教えています。

このように考えるのはなぜか、といえば、それは、主君には主君の果たすべき義務があり、家臣には家臣の果たすべき義務がある。親には親なりに果たすべき義務があり、子供にも子供なりに果たすべき義務がある、という考え方を儒教は採るからです。

『論語』にもこうあります。

「主君は主君らしく、家来は家来らしく、父は父らしく、子は子らしく」（顔淵篇）

こういうわけで、主君がどのようにふるまっても、無条件に家臣は主君の言うことを聞かねばならない、という考え方を **b**。

それでは、その諫言を主君や親が聞き入れない場合はどうすべきなのでしょう。

子が三度諫めても親が聞き入れない場合、子は泣く泣く親に従わなければならない、といいます。

親子関係からなる「家」の秩序を乱してはならないと考えるからです。

しかし、主従関係の場合はこれと異なります。

三度諫めても主君が聞き入れないのなら、その主君のもとから去れ、というのです。

つまり諫言を聞き入れない主君には、諫言する家臣は服従する義務がない、というわけです。

これは、ハーシユマンの理論に「翻訳」すれば、主君が「発言」を聞き入れない場合、家臣は「離脱」して構わない、ということ、家臣は主君に対する忠誠心をホウキ⁵してよいということの意味します。

（将基面貴巳『従順さのどこがいけないのか』）

問1 傍線部1、2、5のカタカナを漢字に直して、傍線部3、4の漢字のよみをひらがなで、それぞれ記述式解答欄に記入しなさい。

1 **F** 2 **G** 3 **H** 4 **I** 5 **J**

問2 傍線部ア「逆説的」という語の意味として最も適当なものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。

8

- ① 真理にそむくようでありながら、実は真理をついている様
- ② 先に述べたことと、後に述べていることが相反している様
- ③ 正しい推論によって導き出されているようにみえる結論が、実は矛盾をはらんでいる様
- ④ 論理に反している様

問3 傍線部イ「うまくいっている組織に関しては、忠誠心の問題は生じようがない」とハーシユマンが考える理由として最も適当なものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。

9

- ① 忠誠心の問題とは、道徳的に正しいかどうか問われるから。
- ② 忠誠心の問題は、どのような態度や行動として理解できるか、であるから。
- ③ 衰退しつつある組織では、メンバーは自らの利益を考えて行動するから。
- ④ うまくいっている組織においては、メンバーは従順な態度を取るから。

問4 空欄 a に当てはまる語として最も適当なものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。

10

- ① しかし
- ② ただし
- ③ つまり
- ④ むしろ

問5 傍線部ウ「リーダーの言うことにひたすら素直に従ったり、沈黙して発言しようとならない人々は忠誠心のない人々だ」とハーシユマンが言う理由として最も適当なものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。

11

- ① リーダーに従順であるのは、リーダーたちに忠実だと評価されたがる利己的な態度であるから。
- ② リーダーに従順であるのは、リーダーたちに忠誠心を抱いているだけで、組織全体の利益を考えていないから。
- ③ 忠誠心があれば、リーダーたちの指導方針や経営内容を批判したりしないはずだから。
- ④ 忠誠心があれば、組織から逃げ出さず、組織を改善するためにリーダーとともに努力するはずだから。

問6 傍線部エ「こうした考え方はもともと古代中国の儒教に起源があります」として本文で紹介されている考え方として最も適当でないものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。

12

- ① 主君が間違ったことをしたときにはいさめることが、主君に対して忠誠を尽くすことになる。
- ② 主君と家臣、また親と子には、それぞれ果たすべき義務がある。
- ③ 子供は親が間違ったことをしたときに諫言しても聞き入れられない場合は、服従しなくても良い。
- ④ 家臣は主君が間違ったことをしたときに諫言しても聞き入れられない場合は、服従しなくても良い。

問7 空欄 に当てはまる文として最も適当なものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。

13

- ① 儒教は採っています
- ② 儒教は採っていません
- ③ 伝統的に日本ではしません
- ④ 伝統的に日本ではしません

問8 本文の内容に最も合致するものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。

14

- ① 忠誠心は、古来組織の運用において重要な概念である。
- ② 組織に対して忠誠心を持っているから、指示に服従せず、「諫言」することもある。
- ③ 組織の再建策を訴えても聞き入れられないときは、「離脱」すべきである。
- ④ 現代の経済学者ハーシユマンの主張と古代中国の『論語』の思想とは同じである。

(以上)